

第 446 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 7 年 3 月 7 日（金）午後 4 時 17 分～午後 4 時 49 分
2 場 所 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室 1－1、1－2
3 出席者 公益代表委員 5 名 労働者代表委員 5 名 使用者代表委員 6 名

都留会長 定刻になりましたので、ただいまから第446回東京地方最低賃金審議会を始めます。

主任賃金指導官 傍聴される方は、傍聴席に置いてあります遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。特に、パソコン、携帯電話等通信機器の電源は必ず切ってください。また写真撮影、録音は御遠慮ください。

続きまして、資料の確認です。お手元のタブレットに格納した資料の確認をさせていただきます。格納資料は、「議事次第」、「座席表」、「資料」、「参考資料」の 4 点です。そのほかに、本日付けの「運営委員会報告書」が先ほどの運営委員会ですらまとまりましたため、書面にて配布をしております。不備等ありましたら事務局にお申しつけください。

都留会長 続いて、委員の出欠状況について、事務局から報告をお願いします。

主任賃金指導官 本日は、公益代表の権丈委員、労働者代表の澤登委員が御欠席でございますが、現時点で委員定数18名のうち16名が御出席でございますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数、全委員の 3 分の 2 以上、又は各側委員の各 3 分の 1 以上を充たしておりますことを御報告します。

都留会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

議事（1）「令和 7 年度における特定最低賃金の改正等の申出に係る意向確認について」です。

本件について、事務局から説明をお願いします。

賃金課長 最低賃金法第15条第 1 項により、特定最低賃金の改正等の申出は、労働者又は使用者を代表する者が、都道府県労働局長に対して行うことができると定められております。

この申出は、例年概ね 7 月をめどにお願いしているところでございま

すが、その前に申出が予定されている業種につきましては、その申出の内容に沿った最低賃金に関する実態調査を実施する必要があります。

そのため、前年度末をめどに各特定最低賃金について改正等の意向の有無を労使各側から確認させていただき、これを受けて次年度調査の準備をさせていただいているところです。

特に、業種の括りの変更や、適用除外業務の変更につきましては、その変更内容を踏まえた上で実態調査を行う必要がありますので、この点も含めまして、改正等の申出の意向表明をお願いしております。

私からの説明は以上です。

都留会長

ありがとうございました。

それでは、令和7年度における特定最低賃金の改正等の申出に係る意向について、労側委員にお伺いしたいと思います。

申出の意向について御発言をお願いします。

大島委員

では、私のほうから、令和7年度の特定最低賃金申出意向について表明をさせていただきます。

本年度に関しましては、改正3業種、新設2業種と申出をさせていただきました。また令和7年度におきましても、本年度同様、申出を行いたいと思っております。

まずは、改正についてですが、まず一つ目に、鉄鋼業、二つ目には、はん用機械器具、生産用機械器具製造業、三つ目といたしまして、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業、この3業種に関しては、改正の申出でございます。

続きまして、新設の申出でございますが、こちらも本年に引き続き、一つ目に、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、二つ目といたしまして自動車小売業（新車）ということになります。

また、本年度は申出できませんでしたが、もう一つ、三つ目といたしまして一般貨物自動車運送業、こちらのほうは、今、準備をしている段階でございます。準備が整い次第、申出を行いたいと思っております。

以上です。

都留会長

ありがとうございました。ただいま労側委員から特定最低賃金改正等

の申出に係る御発言をいただきました。

この中で次年度においては3業種の最低賃金新設と、現行3業種について金額改正とのことで、計6業種について申出の意向表明がございました。

ただいまの御発言を受け、使側から御意見、御質問はございますか。
よろしいですか。

(特になし)

都留会長 特になければ、その他、公益委員の方も含めて御意見、御質問はいかがでしょうか。

(特になし)

都留会長 では、特にないようですので、本日の労側委員からの意向表明を受けて、事務局では、今後適切な事務手続を進めてください。

事務局から何かありますか。

賃金課長補佐 本日お配りしております資料の御説明をいたします。

皆様、お配りしておる資料は先ほどのタブレットに収納されてございますが、資料集のうち資料の1というものを御覧いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

ただいま、来年度の特定最低賃金の申出に係る意向表明をいただきました。資料の1は、今年度申出がございました特定最低賃金についての適用使用者数及び適用労働者数となっております。

(1)でございますが、こちらは東京に現存する特定最低賃金、(2)は今年度、申出あるいは申出の意向表明をいただいていた業種を記載してございます。昨年度御要望をいただきましたため、(2)に「一般貨物自動車運送業最低賃金」を追記させていただいてございます。

この適用労働者数・使用者数は、令和6年度に実施した最低賃金実態調査の結果を踏まえて推計したものでございます。厚生労働省の本省へも報告してございます。

備考欄の※1から※6の適用対象労働者の範囲は、令和6年度の申出書あるいは意向表明書を前提にしてございます。

使用しました母数は、昨年度に引き続き総務省の「令和3年経済セン

サスー活動調査」でございます。これらの適用労働者数を基に、労働協約ケースの場合は、改正については基幹的労働者の「概ね3分の1以上」、新設につきましては「2分の1以上」の者が労働協約の適用となること。公正競争ケースの新設につきましては「概ね3分の1以上」の合意があることが申出要件となっております。

令和7年度の最低賃金実態調査は、5月頃に開始の予定となっております。適用対象労働者等の申出内容に変更がある場合につきましては、3月下旬までに具体的な変更内容を事務局まで御連絡いただきたく、お願いいたします。

私からは以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。

賃金指導官

続きまして、私から「参考資料」の御説明をいたします。「参考資料」の資料1を御覧ください。

資料1、東京最低賃金大幅引き上げの要請を御覧ください。

こちらは、2025年1月27日付けで、「最低賃金大幅引き上げキャンペーン@東京」という組織から提出されたものとなります。

「呼びかけ団体」は記載のとおりです。

書類の日付で、同組織から訪問要請において直接提出されたものとなります。

東京労働局長宛てとなっておりますが、東京地方最低賃金審議会に対する要請でもあることから、本日「参考資料」で提出させていただきました。

「東京最低賃金を100円以上引上げ、2026年までには1,500円以上に引上げること」「そのために、年2回最低賃金改定を行うこと」などが要請されてございます。

私からの説明は以上です。

都留会長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、何か御質問等はございますか。

よろしいですか。

ないようでしたら、次に、議事(2)「令和7年度における特定最低

賃金の審議のあり方について」です。

本日、運営委員会において、令和7年度における特定最低賃金の審議のあり方について検討を行っていただきました。

その審議結果について運営委員会委員長の村上委員より、「運営委員会報告書」の提出がありました。

村上委員から報告をお願いいたします。

村上委員 それでは御報告いたします。事務局は、「運営委員会報告書」を読み上げてください。

賃金指導官 それでは、「運営委員会報告書」を読み上げます。

令和7年3月7日

東京地方最低賃金審議会 会長 都留康 殿

東京地方最低賃金審議会 運営委員会 委員長 村上文

運営委員会報告書

当運営委員会は、東京地方最低賃金審議会から付託された、次年度特定最低賃金の必要性審議のあり方について、本日、審議・検討を行った。

審議においては、労使各側の見解に一定の隔たりがあり、各側委員はそれぞれの立場から、主張の隔たりを調整すべく努力を重ねた。

その結果、次年度の「特定最低賃金改正決定等の必要性審議のあり方」については、次年度の運営委員会において引き続き審議、検討することを合意した。

なお、本運営委員会の委員は別紙のとおりである。

「別紙」名簿は省略させていただきます。

私からの説明は以上です。

都留会長 ありがとうございます。

村上委員 運営委員会の審議経過につきまして、私から説明させていただきます。

東京地方最低賃金審議会第1回運営委員会におきまして、特定最低賃金の必要性審議のあり方については、「令和6年度における審議終了後に、翌年度の対応を運営委員会等において協議する。」と確認されていたことを受けて、第2回運営委員会を開催いたしました。これについて審議経過を御報告申し上げます。

特定最低賃金の必要性審議については、今年度、検討委員会に付託され、審議を行ったところです。

本日の審議において、労働者代表委員からは、1として、特定最低賃金は業界労使のイニシアチブで決定すべきである。申出をした業種全て必要性審議も含めて、専門部会形式などにより、業界の関係労使で審議したい。無理であれば、申出をした全ての業種で参考人を招致して審議したい。

2としては、必要性審議においては、委員の全会一致が条件であるので、審議日程について、委員全員が出席できる日程調整をお願いしたい、との意見があったところです。

一方、使用者代表委員からは、1として、地域別最低賃金よりも高い最低賃金を設定する意義を見いだせる場合に、特定最低賃金は意義があるものであり、地域別最低賃金が大幅に上昇している中では意義を見いだせない。

2として、産業のボーダレス化が進んでいる中で、各企業の仕事は一つの業種の業務に限定することはできない。そのような状況では、参考人を出すことは現実的に難しい。との主張がなされました。

それぞれの立場から意見調整の努力を重ねていただきましたけれど、これ以上の審議を続けても合意形成は困難と判断いたしました。

よって次年度の特定最低賃金の必要性審議のあり方については、次年度の運営委員会において引き続き審議し、検討することが適当との結論に達しました。

以上により、御了解いただいた内容を運営委員会報告として取りまとめ、ただいま審議会に御報告いたしました。

以上です。

都留会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの運営委員会報告及び審議経過報告に関し、御意見や御質問等はございますか。

労側いかがですか。よろしいですか。

使側いかがですか。よろしいですか。

(特になし)

都留会長 それでは、報告書のとおり、次年度の特定最低賃金の審議のあり方については、令和7年度第1回運営委員会において継続審議とすることといたします。

 続きまして、議事(3)「その他」ですが、何かございますか。

土屋委員 お疲れさまです。労働者委員の土屋です。その他ということで、1点、こちらのただの要望になります。

 昨年10月に東京都の最低賃金50円アップということで上がりました。ただ、私、数年ポスターとホームページ等を見て、すごく思うことがあるのですが、私の加盟単組の組合員に聞いても、インパクトという部分が、やはり一般の方と携わっている人間と、温度差というか、価値観の違いがすごくあるなと感じております。

 50円上がって、最低賃金が上がる、これは公労使でちゃんと審議をしてこのような数字になったわけです。ただ、今の物価高騰とかいろいろなものについて、まだまだやはり生活が苦しい、それはすごく分かっております。ただ、労働者というか一般の方も消費をしなければ、やはり経済は回らない、そういう観点からちょっと思うんですけど。あくまでこれ私の個人の考えですが。

 結構皆さんが、50円なんだという感覚と、携わっている人は大体計算をするわけですよ。では8時間働いて400円で、月幾らで、年間幾らで、残業すればハネも入って、大体年間約10万前後の年収ベースで、一般で1か月普通に働く方は上がっているわけです。ただ50円上がったのと、年間10万円上がった、この認識の違いで皆さん、なかなか消費する機会がないなとは思っております。10万円あれば何か食べられるよねとか、旅行に行けるよねとか、そういうふうに使わせるようなポスターとかですか。いろいろな部分ですごいアピールをしていただきたいなとは思っております。

 これ、結構組合員に聞くと、やはりこの50円という数字が、まず頭の認識に第一印象に残ってしまって、年間ベースで幾ら上がった、そういう感覚がないので、なかなか消費して経済が回らないなというのが、私

の加盟の組合員でも、そういう考えを持っている方はいますので。

昨年はここに漫画の説明とか、すごくいいなと思いました。一般の方でも分かりやすく。この一般の方でも分かりやすく、昨年、年間どのぐらい上がって、どのようなものが買えるのかなとか、そういうちょっと認識の違いを、もしアピールできればいいなと思っていますので、ぜひ、御検討をお願いいたします。

以上です。

都留会長

ありがとうございました。

今の御意見について、事務局から何か。

賃金課長

事務局としまして、最低賃金の周知、どうやったら本当に効果的なものになるかということは、絶えず考えて次年度も取り組んでまいりたいと思います。今の貴重な御意見、ありがとうございます。

都留会長

ほかにありますか。アピールについては、従来の方法に加えて、一昨年度からJR東日本、東京メトロ、都営地下鉄の車内モニターや、繁華街の大型モニターで放映されておりますので、以前に比べてアピール度は上がってきているかなと思います。土屋委員からいただいた御意見を踏まえて、来年度の広報のあり方について、事務局で御検討ください。よろしくお願いします。

ほかにないようでしたら、本日予定された議事は以上です。

事務局から、業務改善助成金等各種支援策の取組状況等について説明があるようですので、お願いします。

賃金課長

最低賃金引上げに当たっての生産性向上の支援等につきまして、東京労働局の取組状況を御紹介させていただきます。

資料2以下を御覧ください。

業務改善助成金を含む厚生労働省関係、経済産業省・中小企業庁関係の支援策・補助金について、連携して周知と利用促進に努めていることの御紹介になります。東京労働局では、監督指導や各種説明会、会議の機会などにこれらの資料を配布する等により周知を行っております。

資料2は、支援施策の概要をまとめたものでございます。

最初に記載されています、事業場内で最も低い時間給を一定以上引上

げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金につきましては、昨年度に引き続き申請件数が順調に伸びておりまして、1月末現在、東京都内で1,662件の申請となっております。これは昨年度同期比で540件増、約48.1%増となっております。

資料3の経済産業省・中小企業庁の実施するよろず支援拠点とは、相互に補助金や相談先の紹介を行っております。

資料4も各省庁の支援策を取りまとめたものになります。

また、資料5は、公正取引委員会から出されました労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針です。こちらには、発注者として取るべき行動／求められる行動としまして、②でいいますと、発注者からの定期的な協議の実施、⑤ですと、受注者から要請があれば協議のテーブルにつくことなどが示されております。

この指針に関しましては、まさに先ほど土屋委員からもおっしゃられたように、やはり一般の人が読んでも分かりやすいような資料というのが大変必要だろうと思ひまして、東京労働局でもこの価格交渉の指針を周知するような周知用漫画を作成しまして、労働局のホームページに掲載したほか公式Y o u T u b eにも挙げております。

令和6年度の広報活動につきましては、最低賃金審議会長に出演をいただいた広報動画を制作し、東京労働局Y o u T u b e公式チャンネル、都内の全労働基準監督署及びハローワークに設置したデジタルサイネージ、東京メトロ、JR主要路線、都営地下鉄等の公共交通機関、渋谷スクランブル交差点4ビジョンや新宿アルタビジョン等のターミナル駅周辺の屋外街頭ビジョンなどで放映を行ったことや、オリジナルキャラクターさいちゃん犬を用いたポスターを制作して都内各所に掲示する等、幅広く都内の事業場に周知を徹底しているところでございます。

今申し上げたさいちゃん犬も昨年度、東京の最低賃金の広報キャラクターとして賃金課のほうで制作したものですけれども、先日2月17日にヤフーニュースでもちょっと話題になりまして、Xでさいちゃん犬の画像、最低賃金を教えてくれる犬の画像ということなんですけれども、これが話題です。投稿では160万件以上閲覧されて、5万3,000件を超えるいい

ねを集めていますというようなことがニュースで配信されたこともございます。

その点、これからもいろいろな形で一般の方が注目していただけるような広報ということにも、東京労働局としても努めてまいりたいと思っております。引き続き、最低賃金引上げに向けた生産性向上の支援等の取組を積極的に実施してまいる所存でございます。

以上です。

都留会長

ありがとうございました。

賃金課長

引き続き、東京労働局長から御挨拶を申し上げます。

東京労働局長

本日は、御多用のところ第446回東京地方最低賃金審議会に御参集いただきまして、誠にありがとうございました。本会が本年度最後の審議会になりますので、私から一言御礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

本年度を振り返りますと、東京都最低賃金につきましては、中央最低賃金審議会の目安を参考に、最低賃金法第9条第2項の3要素であります賃金、労働者の生計費、それから通常の事業の賃金支払能力の総合的な御考慮、御議論の上、50円引上げの答申を頂戴いたしました。

一方、特定最低賃金につきましては、申出のありました5業種はいずれも改正等の必要性について全会一致に至りませんでした。

この1年間の皆様の数々の御尽力に改めて厚く御礼申し上げます。

答申の中にもございました、生産性の向上の支援につきましては、今年度も9月・10月を最低賃金・業務改善助成金周知強化期間といたしまして、さらに、1月・2月をその第2弾として集中的な取組を実施したところでございますが、それ以外の期間につきましても、あらゆる機会を捉えて周知を実施しております。

また、資料第5につけておりますけども、公正取引委員会において策定された労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針をはじめとした他省庁と連携した支援策の周知・活用促進にも取り組んでいるところでございます。

東京労働局といたしましても、来年度も最低賃金制度の円滑な運営を最重要課題の一つに位置づけまして、引き続き、決定した最低賃金につ

いて監督指導によって履行確保をしっかりと図っていくとともに、最低賃金制度及び中小企業や小規模事業場への業務改善助成金をはじめとした各種支援策を周知し、支援を行ってまいります。

また、先ほど土屋委員からいただきました広報のあり方についても、中で検討させていただきたいと思っております。

今後とも、労働行政について、皆様方の御理解、御協力をお願いいたします。

さて、東京地方最低賃金審議会におきましては、本日が、公益代表委員の都留会長、それから、本日は御欠席されていますが権丈会長代理、それから、村上委員の御三方に御参加いただく最後の審議会になります。審議会の円滑な運営に御尽力いただきまして、また事務局を温かく御指導いただき、心より感謝しております。どうもありがとうございました。今後の3名の方々のますますの御健康と御活躍を心からお祈りしております。

私からの御挨拶は以上でございます。

都留会長

どうもありがとうございました。

それでは、本日の審議はこれで終了といたします。皆様の御協力に対して改めて深く感謝申し上げます。

今、局長から御紹介がありましたように、私にとっても今日が最後のお務めになりますので、一言御挨拶をさせていただきます。

本日の審議会は第48期東京地方最低賃金審議会の皆様にとって2年間の任期における最後の審議会となります。最低賃金審議会委員を代表しまして私から一言御挨拶申し上げます。

私は平成28年、2016年に委員に就任しまして、翌29年、2017年7月より会長を務めてまいりました。ちなみに2016年改正の時間額は932円、引上げ額25円。翌年2017年の改正時間額は958円、引上げ額26円でした。今から見るとすごく何か隔世の感があるわけですけど8年しかたっていないわけですね。

こういうことで、それ以降、年を追うごとに最低賃金の重要性が大きくなっていったということを実感しています。これは政府の政策手段と

しての最低賃金というだけではなくて、一般の人の最低賃金に対する意識というのが確実に高まってきていると私は感じています。

また、2020年には新型コロナウイルスの感染拡大が進行しました。この年には、中央最低賃金審議会の目安が示されないという異例の事態の中で、東京の最低賃金をどうすべきなのかについて、大いに悩みました。労使各側の御意見を踏まえつつ、公益委員の方々と徹底的に議論をして、引上げなしという苦渋の選択をしました。これ以外にも会長在任期間中、毎年様々な課題が提起され、それに向き合う日々でした。

このような中で、本日まで何とか会長を務めることができましたのは、委員の皆様方の御協力と事務局の支えがあったからこそと思い、心から感謝しています。

来年度以降も最低賃金審議は世間的にも政策的にも大変注目されるものと予想されます。私は本審議会委員としては今季限りとなりますが、来年も就任される委員の皆様におかれましては、引き続き熱心な審議をお願いいたします。

簡単ではありますが私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

本日の議事録は審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は私が、労側委員は高野委員、使側委員は加藤委員に確認をお願いします。

本日はお疲れさまでした。